

プロパー無担保借換住宅ローン

令和3年4月1日現在

商品名	ハッピーライフ
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 満 25 歳以上 65 歳未満の責任能力者で、最終弁済時の年齢が満 75 歳未満の方。・ 安定継続した年収がある方<ul style="list-style-type: none">① 給与所得者・・・勤続年数 5 年以上で前年度税込年収 300 万円以上の方② 自営業者・・・同一事業 5 年以上で青色申告の所得金額が 200 万円以上の方③ 年金所得者・・・年金収入が 150 万円以上の方・ 住宅融資の返済実績が 10 年以上あり順調に返済している方・ 信用金庫団体生命保険に加入できる方・ 当金庫の会員たる資格を有する方<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方
資金使途	<p>住宅融資の借換資金とし下記の条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本件借換ローンの取組により借換対象融資にかかる物件の担保権がすべて抹消できること・ 原則、本人が対象融資にかかる住宅に居住していること・ 借換対象融資にかかる物件について、代物返済予約、所有権の移転の仮登記、賃貸借の仮登記、買戻特約登記、差押、仮差押のないこと
融資金額	100万円以上500万円以内かつ借換対象融資の残債の範囲内（1万円単位）
融資期間	10年以内かつ借換対象融資の残存期間内（月単位）
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 固定金利 利率は当金庫所定の金利・ 変動金利 利率は当金庫所定の金利・ お借入期間中の金利変動について<ul style="list-style-type: none">【変動金利】 毎年4月1日、10月1日の当金庫所定の長期プライムレートを基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。【固定金利】 お借入時の金利を完済時まで適用します。 <p>尚、当初お選びになった金利方式を変更することは出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在の金利については、窓口でお問い合わせください。
遅延損害金	年14.00%
融資形式	証書貸付

返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ・ボーナス併用部分は、貸出金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回 																								
金利引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の7項目を金利引き下げ項目として、最大年0.50%引下げします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">金利引下げ対象項目</th> <th>引下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>給与振込（本人に限る）</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>年金振込（同居家族含む）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>定期預金（同居家族含む） （100万円以上）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>定期積金（同居家族含む） （毎月2万円以上かつ3年以上）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>公共料金（3項目以上、同居家族含む）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>カードローン保有（本人に限る）</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>当座預金取引</td> <td>年0.10%</td> </tr> </tbody> </table>	金利引下げ対象項目		引下幅	①	給与振込（本人に限る）	年0.30%	②	年金振込（同居家族含む）	年0.20%	③	定期預金（同居家族含む） （100万円以上）	年0.10%	④	定期積金（同居家族含む） （毎月2万円以上かつ3年以上）	年0.10%	⑤	公共料金（3項目以上、同居家族含む）	年0.10%	⑥	カードローン保有（本人に限る）	年0.10%	⑦	当座預金取引	年0.10%
金利引下げ対象項目		引下幅																							
①	給与振込（本人に限る）	年0.30%																							
②	年金振込（同居家族含む）	年0.20%																							
③	定期預金（同居家族含む） （100万円以上）	年0.10%																							
④	定期積金（同居家族含む） （毎月2万円以上かつ3年以上）	年0.10%																							
⑤	公共料金（3項目以上、同居家族含む）	年0.10%																							
⑥	カードローン保有（本人に限る）	年0.10%																							
⑦	当座預金取引	年0.10%																							
担保	不要																								
連帯保証人	<p>法定相続人・・・1名（原則、配偶者） 但し、借換対象物件の所有者（申込人以外）及び年収合算者は、連帯保証人となります。</p>																								
手数料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">融資実行金額300万円以上</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">11,000円</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">（税込）</td> </tr> <tr> <td>融資実行金額300万円未満</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: right;">（税込）</td> </tr> </table>	融資実行金額300万円以上	11,000円	（税込）	融資実行金額300万円未満	5,500円	（税込）																		
融資実行金額300万円以上	11,000円	（税込）																							
融資実行金額300万円未満	5,500円	（税込）																							
お申込時にご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ご印鑑（実印） ・印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） ・住民票謄本 <ul style="list-style-type: none"> *外国人の場合上記書類のほかに 在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（外国人）のうちいずれか ・ご本人さまの年収を確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 給与所得者・年金所得者・・・住民税決定通知書・課税証明書 個人事業主・・・確定申告書控（受付印のある）（直近3年分） 納税証明書（その2）（その3の2） ※ 法人代表者の場合は、住民税決定通知書及び経営会社の決算書3期分、納税証明書（その3の3） ・借換対象物件の建物の登記簿謄本（発行1ヶ月以内） <ul style="list-style-type: none"> *登記簿謄本のコンピューター化されているものは、閉鎖謄本 ・直近1年間の返済状況を確認できる資料（返済予定表、返済用預金通帳） 																								
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様に 																								

	もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
--	--

*本商品はきのくに信用金庫の無担保住宅ローンです。

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。